

第1節 消火設備

第1 消火器具（令第10条）

1.1 設置を要する防火対象物

(1)

防火対象物		規模等
一般	(1)項イ・(2)項・(3)項（火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの）・(6)項イ(1)~(3)・ロ・(16の2)項~(17)項・(20)項	全部
	(1)項ロ・(3)項（上欄に掲げるものを除く。）~(5)項・(6)項イ(4)・ハ・ニ・(9)項・(12)項~(14)項	延べ面積 150㎡以上
	(7)項・(8)項・(10)項・(11)項・(15)項	〃 300㎡以上
地階、無窓階又は3階以上の階		床面積 50㎡以上
少量危険物又は指定数量以上の指定可燃物を貯蔵又は取り扱うもの。		
変圧器、配電盤、その他これらに類する電気設備がある場所 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所		

(2) 消火器具に関する基準（条例39）

ア 令第10①に規定するもののほか、(1)項ロ、(3)項から(5)項まで、(6)項イ(4)、ハ及びニ並びに(7)項から(16)項までに掲げる防火対象物には、消火器具を設置しなければならない。

イ 令第10①の規定により消火器具を設置しなければならない(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物で壁等により区画されたものにあつては、当該区画された部分ごとに消火器具を設置しなければならない。

注 飲食店等は、歩行距離20m以下ごとの規定にかかわらず、営業上区画された「店」ごとに消火器を設置しなければならない。この場合「歩行距離20m以下」の基準も満足しなければならないものである。

ウ ア・イにより設置する消火器具は、令第10②及び③の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

- (3) 中高層建築の4階以上の階の開放された廊下・階段等に設ける場合は、い
たずらによる投下を防止するための措置を講ずるようつとめること。

指導（H7.12.20）

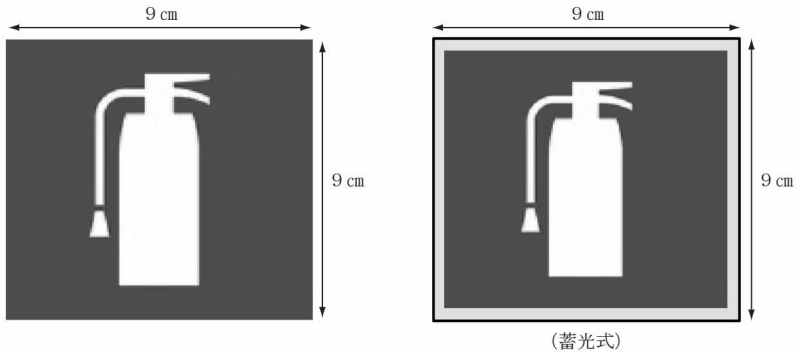
- (4) 消火器具の標識（規則9(4)、火災予防規程13）

地が赤、文字は白で短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

- (5) 直接視認することができる状態で消火器の設置における標識の設置につい
て（H29.11.20消防予355）

消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第
32条の規定を適用し、JIS Z 8210に定める消火器のピクトグラム（1.1
図1参照）を設けることにより、規則9(4)に規定する標識を設けないことが
できる。

（例）



1.1 図1